

## オンライン講義の公開に関する知的財産権管理

Intellectual Property Management regarding Publication of Online Courses

児玉 晴男\*

### 要 旨

大学講義をネット公開する流れは、マサチューセッツ工科大学（MIT）のオープンコースウェア（OCW）から大規模公開オンラインコース（MOOC）へ移行している。そこには、オンライン講義の公開に関する課題がある。第一は、MOOCでは明確ではないものの、OCWではクリエイティブ・コモンズ（CC）ライセンスによっている点である。第一の課題は、CCライセンスは米国の著作権制度に準拠するものであり、わが国の法的・倫理的な対応とはいえない。第二は、著作物のOCW等は登録商標でもあり、そしてOCW等の公開の仕組みは特許権の関与も想定される点である。第二の課題は、著作権管理のみでなく、総合的な知的財産権管理が求められる。それら課題を解決するためには、わが国の社会制度との関係が明らかにされなければならない。それは、「著作権と関連権」の保護と制限、商標権と特許権も含み、倫理の対応へ及ぶものになる。本稿は、オンライン講義の公開に関する「著作権と関連権」とcopyrightとの相互関係ならびに産業財産権および倫理に関する総合的な知的財産権管理について明らかにする。

### ABSTRACT

Online publication of university lectures has been shifting from using the Massachusetts Institute of Technology's OpenCourseWare (MIT OCW) to Massive Open Online Courses (MOOC). This trend highlights some of the problems surrounding the publication of online courses. First of all, the lectures provided through OCW are published under Creative Commons (CC) license, while MOOC has no clear standard. This gives rise to a first problem which is that the CC license only complies with the copyright law system of the United States, which is not necessarily in conformity with Japan's legal and/or ethical standard. The second issue is the nature of OCW, which is also a registered trademark and has a publication structure with a potential for the involvement of patent rights. This highlights the need for an appropriate management of patent rights, as well as overall control of property rights. In solving these issues, these rights should be explained in terms of their relationship with our nation's social system. Such discussion should include the protection and restriction on "copyright and related rights", as well as trademark rights and patent rights, and should be further extended to the issues concerning their ethical handling. This paper clarifies the relationship between the copyright and "copyright and related rights" concerning the publication of online courses.. It also sheds light on the overall management of intellectual property rights concerning industrial property rights and ethics.

\* Haruo KODAMA

## 1. はじめに

大学講義は、オープンコンテンツの流れの中で、わが国でもネット公開されている。その契機は、マサチューセッツ工科大学（MIT）のオープンコースウェア（OpenCourseWare：OCW）になろう<sup>1</sup>。OCWは、米国国内のJohns Hopkins School of Public Health, Utah State Universityへ、そして欧州連合（EU）やアジアなどへも影響を及ぼしている。

そのOCWの流れは、大規模公開オンラインコース（Massive Open Online Courses: MOOC）に移行している。MOOCのcoursera<sup>2</sup>, edX<sup>3</sup>, udacity<sup>4</sup>, そして英国の公開大学がすすめるFutureLearn<sup>5</sup>などは、単位認証も視野に入れたオープンコンテンツのネット送信である。ここで留意しなければならないことは、OCWやMOOCのcourseraなどは、米国の社会制度に適合するオンライン講義の公開になることである。オンライン講義の公開にあたっては、各国の社会制度との整合をはかる必要がある。したがって、わが国の大学におけるオンライン講義の公開は、わが国の法的・倫理的な問題への対応との関係が明確にされなければならない。

ところで、その法的な問題への主な対応は、著作権（copyright）ととらえられていよう。OCWでは、CCライセンスに準拠する。ただし、MOOCでは、CCライセンスは明確にはうたわれていないが、潜在的にコモンズの観点のCCライセンスを前提にしている。わが国の著作権法では、著作権と関連権（copyright and related rights）の対応が必要である。しかも、その権利管理は、経済的権利だけでなく人格的権利も対象になる。そして、OCWに対して指摘されることはないが、OCWがオンライン講義の普通名称とはいえない点に留意する必要がある。無償公開される著作物としてのOCWは、MITの商標である。OCWは、文化の発展に寄与する著作物であり、産業の発達に寄与する商標と商品等との関係を有する対象でもある。さらに、オープンコンテンツのOCWには、肖像権やプライバシーの問題への対応と倫理的な問題への対応が必要なコンテンツが含まれる。その倫理的な問題は、社会文化的な多様性があり、グローバルな観点からの一律の措置にはならない。

上記から、オンライン講義の公開は、著作権法にとどまらず、産業財産権法（商標法）の権利管理も

対象となる。さらに、倫理的な考慮も必要とされる。倫理的な考慮は、人格権とプライバシーの関係から知的財産権管理との関連から総合的にとらえることが必要である。本稿は、わが国におけるオンライン講義の公開の法的・倫理的な問題への対応を知的財産権管理の観点から考察する。

## 2. オンライン講義の公開の動向とその法的・倫理的な問題

オンライン講義の公開は、オープン教育資源（Open Educational Resources：OER）<sup>6</sup>によりすすめられている。ただし、オンライン講義の公開は、各国の社会制度により、合理的になされるものといえる。ところが、その動向において、わが国では合理性が必ずしも見られないまま運用されている。なぜならば、米国の法的・倫理的な措置を直接に適用してオンライン講義の公開がすすめているからである。ここに、わが国の大学が主体的にオンライン講義を公開するうえで、わが国の法的・倫理的な対応が明確にされなければならない。

### 2.1 オンライン講義の公開の動向

わが国の大学は、日本オープンコースウェア・コンソーシアム（Japan OpenCourseWare Consortium: JOCW）に加盟して、MIT OCWの規約の中で、オンライン講義を公開していることになる。その規約は、Creative Commons Attribution 3.0 License（CCライセンス）<sup>7</sup>であり、ローレンス・レッシグ（Lawrence Lessig）が先導するクリエイティブ・コモンズ（Creative Commons）のプロジェクトを推進するものである。なお、その規約の適用除外に、別の契約、パブリック・ドメイン、フェアディーリングやフェアユースという権利の制限、そのほか著作権の例外・制限規定、著作者の人格的権利が例示されている。すわわち、CCライセンスのわが国におけるとらえ方は、本来、それらの点も考慮して全体包括的な対応の関係を考慮して理解されなければならない。

JOCWと同じく、韓国オープンコースウェア（Korea Open Courseware：KOCW）では、韓国の大学のオンライン講義が公開されている。そして、わが国と韓国よりも大規模なオンライン講義の公開に、MIT OCWの中国版の精品課程がある<sup>8</sup>。また、iTunes Uでオンライン講義がオンデマンドで公開さ

れている。JOCWに加盟する大学でも、iTunes UによるOCWの公開が行われている。このMIT OCWプロジェクトへの参加は、米国内はもとより、諸外国においても、一大学レベルである。したがって、OERがデジュリ標準とすれば、OCWはデファクト標準の関係にたとえられよう。

ところが、東アジアにおけるオンライン講義の公開の特色は、わが国がJOCWを設立し、中国は中国公開教育資源協会（China Open Resources for Education：CORE）、台湾は台湾オープンコースウェア・コンソーシアム（Taiwan OpenCourseWare Consortium）を韓国がOCWを設立して、MITという米国の一私立大学のプロジェクトに参加していることである。ただし、日中韓は、MIT OCWプロジェクトへの観点が異なっている。

中国の精品課程は、国家プロジェクトの位置づけになっている。2003年、中国の教育部は、良質の教育資源を集めて、その教育資源を共有し、大学生に最高の教育を受けさせるために、精品課程の活用を開始した。精品課程は、大学の教育の質と量の充実を目的とした教学改革をすすめるための国家プロジェクトの一部になる。韓国のKOCWも、教育科学技術部傘下の韓国教育學術情報院（Korea Education & Research Information Service：KERIS）により、2009年1月から運営されており、準国家プロジェクトといえる。他方、JOCWは国家プロジェクトとはいえない点から、持続性に欠けよう。

OCWの流れは、単位認証も視野に入れた大規模公開オンラインコース（MOOC）のcoursera, edXなどへ展開している。JOCWに加盟する大学のうち、東京大学はcourseraへ、京都大学はedXへ、さらに東京大学はedXへも参加という点から、分散し融合を見せている。そして、JOCWの活動と同様な観点で、MOOCについても一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会（Japan Massive Open Online Courses：JMOOC）が時限で設立されている。なお、中国の精品課程のMOOCへの移行は、国家プロジェクトといった点からも容易であろう。

## 2.2 オンライン講義の公開の法的・倫理な問題

オンライン講義は、多様なメディアで制作・著作される。その形態は、ひとつの物あるいはひとつの著作物から構成されるものではなく、著作物の多様な構造の集合からなる。このメディアミックスされ

たオンライン講義は、その送信される過程で付される表示も含めた法的・倫理な問題を網羅している。

法的な対応は、著作権と肖像権の関係になる。この著作権に関しては、CCライセンスは単にcopyrightをいうが、わが国の著作権法からいえば著作権と関連権の措置が必要である<sup>9</sup>。すなわち、オンライン講義には著作者の権利（著作人格権と著作権）があり、オンライン講義の送信に関しては著作者の権利に隣接する権利（実演家人格権と著作隣接権）が含まれる。そして、権利の帰属に関しては、出版権が関与する。また、肖像権は、プライバシーとパブリシティが融合した権利<sup>10</sup>とみなすことも可能である。その見解によれば、著作者の権利と肖像権は、権利の構造が類似する。

そして、法的な対応には、著作権の保護だけでなく、著作権の制限が関係する。原則として、営利を目的としないときは、公表された著作物は、権利者への許諾や利用料を必要としない。しかし、わが国の著作権の制限において、権利者への通知や補償金の支払いで調整される傾向にある。その処理の関係は、出版権の制限（著作権法86条）および著作隣接権の制限（著作権法102条）にも及ぶ。そして、経済的権利の制限の規定とは別に、著作人格権の制限も考慮されなければならない。また、その関係は、実演家人格権の制限にもいえる。さらに、オンライン講義にプライバシーと倫理に関わるものが含まれるときは、それらの権利管理の措置も必要となる。

さらに、OCWはOERのプロジェクト自体を意味する別名というよりも、MIT OCWのブランドイメージによるといえよう。しかも、CCライセンスの表記も、その契約の内容とは無関係に、一種のブランドイメージにある。ここに、産業財産権法（商標法）の商標または登録商標との関連の権利管理が想定されてくる。なお、iTunes Store内の専用エリアであるiTunes Uにおいて、大学の講義等が無償で公開する。すなわち、OCWとiTunes Uは、英米法系の法的・倫理な措置のもとで機能する利用料0を含む課金システムになる。iTunes Uは、ソフトウェアなど発明に関連する。

OCW等に関わる各国の大学の措置で留意すべき点は、いわゆる英米法系に属するといえる点にあり、著作権（copyright）に対する保護のあり方が対局をなすといつてよい点に注意する必要がある。それは、オープンコンテンツの公開に関する親和性の有無に関

係する。上記の観点、OCWからMOOCへの展開にあたっては、共通する問題といえる。オンライン講義の公開にあたっては、各国の法的・倫理的な対応づけが見いだされていなければならない。

### 2.3 放送大学教材に想定されるオンライン講義の形態と法的・倫理的対応の問題

放送大学の放送番組教材は、わが国の法的・倫理的な措置のもとに、無償公開されている。すなわち、放送大学OCWの公開も放送大学講義のMOOCの公開もCCライセンスとは無関係になされる。オンライン講義をモデル化すると、放送大学教材の印刷教材と放送番組教材がメディアミックスされてネット送信されるシステムが想定できる<sup>11</sup>。

印刷教材に関しては、教員が著作した原稿に対して出版権の設定<sup>12</sup>がなされ、放送大学教育振興会が制作し発行する。放送番組教材については、教員が出演し、著作物等の提供を行った番組は、「出演者用の承諾書」によって、放送大学学園が制作・著作し、BSデジタル放送およびradiko.jpで放送される。これは、放送大学学園が放送事業者であることから、著作者としての教員と実演家としての教員の著作権と著作隣接権が関わる放送番組教材の利用の許諾になる。また、教員は、放送大学学園が番組を保存することおよび番組またはその複製物を一定の条件において利用することを承諾するものになる。「出演者用の承諾書」における台本の著作者と放送大学学園との権利の関係は、印刷教材の著作者と放送大学教育振興会の印刷教材の発行のための出版権の設定とは異なり、著作物の利用の許諾といえるものになっている。

なお、放送大学は登録商標ではないが、商標（標章）といえる。オンライン講義の公開は、ネットワークシステムに関連する産業財産権を含む知的財産権管理によって運用されることになる。

本稿で検討の対象とするものは、わが国の社会制度と整合するオンライン講義の公開に関する法的・倫理的な問題への対応になる。ここで、オンライン講義の公開の法的な問題への措置は、三つの権利管理になる。すなわち、オンライン講義の公開は、著作権法に閉じて済むものではなく、産業財産権法（商標法）の考慮も必要となる。すなわち、著作権と関連権への対応、産業財産権への対応、そして倫理面

への対応になる。

### 3. オンライン講義の公開のための著作権制度の対応

オンライン講義の公開の著作権制度の対応は、著作権法だけの検討では不十分である。わが国では、2000年11月に、著作権の仲介業務を行う団体についての法律「著作権等管理事業法」が制定され、続いて2004年5月に、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（以下、コンテンツ促進法という。）が成立した。

オンライン講義が公開されるプラットフォームには、たとえば「@JMOOC」の表記がある。@は、copyrightのマークであり、「著作権」と翻訳される。国際著作権法学会（ALAI）の「ALAI Congress Kyoto 2012」<sup>13</sup>のテーマは、Copyright and Related Rights in the "Cloud" Environmentであり、Copyright and Related Rightsを「著作権と関連権」と翻訳している。そして、日本音楽著作権協会等は、著作権等管理事業者になり、「著作権等」を管理する事業者になる。コンテンツ促進法と著作権法および著作権等管理事業法の権利管理の対象は、それぞれ「著作権」と「著作権と関連権」および「著作権等」と称していることになろう。

情報ネットワークとウェブ環境において、オンライン講義の公開に関する著作物と著作物を伝達する行為は、コンテンツ促進法、著作権法、著作権等管理事業法において、権利管理の対象には違いが生ずることになってしまう。オンライン講義の公開にあたっての著作権制度への対応が明確でないのは、日米の関係では著作権とcopyrightとは一対一の関係ではないうえに、わが国の著作権制度で三つの権利管理のとらえ方が交錯しているからである。ここに、三つの法律が対象とする権利、「著作権」、「著作権と関連権」、「著作権等」の整合がはからなければならない<sup>14</sup>。

#### 3.1 コンテンツ促進法における著作権への対応

コンテンツ制作等は、コンテンツの制作、コンテンツの複製、上映、公演、公衆送信その他の利用<sup>15</sup>、そしてコンテンツにかかる知的財産権の管理である（コンテンツ促進法2条2項）。知的財産権の管理とは、知的財産が著作物であり、その知的財産権が著作権<sup>16</sup>の管理になる（知的財産基本法2条1項、2項）。

「コンテンツ事業」はコンテンツ制作等を業として行うことをいい、「コンテンツ事業者」とはコンテンツ事業を主たる事業として行う者をいう。コンテンツ事業者は、国内外におけるコンテンツにかかる知的財産権の侵害に関する情報の収集その他のその有するコンテンツの適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めることになる（コンテンツ促進法22条1項）。コンテンツの適切な管理の対象の知的財産権は概ね著作権と同じ意味であり、著作権（copyright）と一対一に対応する著作権がコンテンツ事業者による権利管理の対象である。

国と独立行政法人等の「コンテンツの制作を他の者に委託し又は請け負わせるに際して当該委託又は請負に係るコンテンツが有効に活用されることを促進するため、当該コンテンツに係る知的財産権について、その知的財産権を受託者又は請負者」から知的財産権を譲り受けないことができるとする（コンテンツ促進法25条1項、2項）。ただし、知的財産権、すなわち著作権は、国と独立行政法人等が知的財産権の権利者とはならず、コンテンツの活用の促進の観点から、コンテンツ事業者が権利管理する。コンテンツ制作等を行う者による権利管理は、たとえば“Copyright 2009© The Open University of Japan. All Rights Reserved.”の意味と類似する。ただし、わが国の著作権法の著作権と著作者人格権との関連からいえば、“All Rights Reserved.”の表記は、明らかに不適切である。各大学のウェブページに掲載された記事の著作権がたとえ各大学に帰属したとしても、著作者人格権は掲載された論文等の著作者に留保されている。各大学は、コンテンツ事業者として、ウェブページのコンテンツに関しては“except where noted, all rights reserved.”または“Some Rights Reserved”の権利管理に関与することになる。

### 3.2 著作権法における著作権と関連権への対応

権利管理の対象の著作物と著作物を伝達する行為は、わが国の著作権法では著作権と関連権である。その著作権と関連権は、人格的権利と経済的権利との関係でとらえておく必要がある。

#### (1) 著作権と関連権における人格的権利の構造とその相互の関係

著作者人格権は、公表権、氏名表示権、同一性保

持権からなっている。それら権利のうち、氏名表示権と同一性保持権は実演家人格権の規定に含まれる。著作隣接権者の権利の中で実演家の権利には、限定された実演家人格権が認められる（WIPO 実演・レコード条約5条、著作権法90条の2）。著作者人格権は、実演家人格権を内包する権利の構造を有する。

なお、ベルヌ条約は、公表権の規定をもたない。それは、著作権法の保護の対象は、本来、公開を前提とすることによる。また、氏名表示権は、最初に発明または発見した者に与えられるエポニミー<sup>17</sup>とみなせる名誉の証しに類似する。公表権と氏名表示権は、情報公開法を含めて制約されうるが、同一性保持権の制約は見られない。ここに、同一性保持権は、人格的権利の特性といえよう。

#### (2) 著作権と関連権における経済的権利の構造とその相互の関係

著作権は、権利の束（bundle of rights）といわれるものであり、支分権からなる。それは、著作物の複製（reproduction）、著作物の伝達（transmission）、著作物の派生（derivative）に関する権利に構造化されよう<sup>18</sup>。その著作権の支分権を分類すると、複製に係る権利—複製権（著作権法21条）、伝達に係る権利—上演権及び演奏権（同法22条）、上映権（同法22条の2）、公衆送信権等（同法23条）、口述権（同法24条）、展示権（同法25条）、頒布権（同法26条）、譲渡権（同法26条の2）、貸与権（同法26条の3）、派生に係る権利—二次的著作物の作成に関する権利（翻訳権、翻案権等（同法27条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（同法28条）の3カテゴリーになろう。それら3カテゴリーは、著作権の支分権の例示規定が著作物の複製の行為を起点に、著作物の伝達から著作物の派生へと循環する過程の様態を示す。著作権がたとえ支分権ごとに別々に譲渡の対象であるとしても、各支分権は複製権が関連している。その関係は、無体物の著作物が複製され伝達し派生していく形態に沿って形成される中で複製権が著作権の支分権の特性となる。

著作権の支分権の複製権に関連して、出版権（著作権法80条1項）が規定される。出版は公表または発行（同法4条1項）に関わるものであり、著作物の複製の一形態である。また、出版という要素は、公衆送信という要素との関係から、著作隣接権との相互関係が想定できる。著作権の支分権の分節化に連

動するかのように、各支分権の相互間の関係が切断されているかのように扱われている。しかし、複製という要素は、著作権の支分権の各要素に直接または間接に関与している。そして、著作隣接権者の経済的権利は、著作権の支分権が選択的または階層的に適用される。そのような適用は、著作権の支分権の関係をいっそう複雑にする。

著作権と出版権は著作物の複製と伝達と派生に関して複製権で連携または融合し、著作隣接権は著作物の有形的媒体への固定による複製と伝達に関して複製権で連携または融合し、著作人人格権は実演家人格権を内包する。著作隣接権は著作権の支分権のうち有形的媒体への固定に伴う著作物の複製と伝達に関する権利に重ね合わされる。人格的権利は、同一性が保持された著作物が複製され伝達し派生していく過程で保証される権利となる。わが国の著作権法における著作権と関連権は、作者の権利と著作隣接権が想定されていたといえよう。しかし、実演家の権利に実演家人格権が規定された後では、権利の対象が異なる。また、わが国では、出版者の権利は著作隣接権とはなっていないので、出版権がかかわりをもつ。したがって、著作権と関連権で対象になる権利は、著作人人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権の五つの権利（著作権法112条、113条）になる。そして、それらの人格的権利である著作人人格権と実演家人格権が同一性保持権に、経済的権利である著作権と出版権および著作隣接権が複製権に集約されよう。

著作者は、著作物に対する著作者の権利である著作人人格権と著作権に基づく権利管理を行う。著作物の伝達者は、著作物の伝達に関する著作隣接権に基づく権利管理を担う。ただし、著作隣接権のうち実演家は、著作隣接権とともに実演家人格権が権利管理の対象となる。なお、著作者が著作権を譲渡し、また著作隣接権者が著作隣接権を譲渡した場合は、譲渡された者が権利管理する。ただし、著作者における著作人人格権と実演家人格権は、譲渡や相続ができない一身専属権である。著作物とそれを伝達する行為に関する人格的権利は、経済的権利とは別にそれぞれ著作者と実演家が権利管理することになる。

### 3.3 著作権等管理事業法における著作権等への対応

著作権等管理の著作権等とは、著作権と著作隣接

権である。それらは、著作権法の権利管理が対象とする著作物と著作物を伝達する行為における経済的権利をさす。著作権等管理事業者が管理できる権利は、経済的権利である著作権、著作隣接権である<sup>19</sup>。人格的権利である著作人人格権と実演家人格権は、「おふくろさん問題」<sup>20</sup>で明らかのように、著作権等管理の対象外である。

著作者の権利や著作隣接権者の権利は、それら権利者自身が管理すべきものである。しかし、著作者は個人であることもあり、関連団体等が著作権等管理することに実効性が伴うことがある。それが著作権等管理事業者であり、著作権等管理事業とは、管理委託契約に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う行為であって、業として行う者をいう。この著作権等管理事業者とは、登録を受けて著作権等管理事業を行う者をいう<sup>21</sup>。著作権等管理事業者による著作権等管理は、著作物、実演、レコード、放送と有線放送の利用を円滑にすることに寄与することにある。その中で、出版者著作権管理機構は、出版者の権利を指向した権利管理といえる。出版物の発行が出版権の設定による現状において、出版者は、著作権者の複製権に基づいて著作権等管理する関係にある。

わが国においては、権利管理に関して三つの観点が共存する。コンテンツ促進法は、エンターテインメントコンテンツを主としており、著作権法における著作物の創造、保護及び活用による文化の発展の寄与とする点とは、法の目的の観点にずれがある。著作権法と著作権等管理事業法は、法理が異なる。それは、前者が物権と債権とを明確に区別するパンデクテン体系であり、後者が英米法系の物権と債権とが有機的に結合した信託の法理になる。その法理の違いは、著作権の移転に関して、copyright transferの翻訳の関係となっている著作権の譲渡は、著作物(copyrighted works)の信託譲渡の措置といえよう。

権利管理に関する三つの観点は、とくに情報ネットワークとウェブ環境において、相互に対応づけられなければならない。すわわち、わが国の著作権制度における権利管理は、コンテンツ促進法と著作権等管理事業法の関係が著作権法の中で関連づけられなければならない。著作権法には、映画の著作物に関して三つの権利関係がある。それは、映画の著作

物の著作者（著作権法16条）と映画の著作物の著作権の帰属（同法29条）になり、それらの重ね合わせとして職務著作の著作者（同法15条）としての映画製作者の権利がある。映画の著作物に関する三つの権利の関係は、コンテンツ促進法、著作権法、著作権等管理事業法におけるそれぞれの権利管理に見いだせる。そして、権利管理の対象となる著作権は、人格的権利と経済的権利とが連携または融合する権利の構造を有する。

### 3.4 著作権と関連権およびcopyrightとの整合への対応

オンライン講義が（電子）書籍の措置で学術コンテンツが（電子）ジャーナルの措置の関係とすると、わが国ではそれら著作権と関連権の権利管理には違いがある。オンライン講義は出版権の設定になり、学術コンテンツは著作権の譲渡になる。また、コンテンツ促進法と著作権法および著作権等管理事業法とが交差することが生じる<sup>22</sup>。ところが、米国は、権利管理においては、copyright transferで異なることはない。著作権法における権利管理は、著作権と関連権およびcopyrightとの相補性の観点からの整合が必要となる。

国際的な著作権法界、すなわち英米系とそれ以外の国では法理が異なる。その差異は著作物が有形的な媒体へ固定されることが必要か否かにあり、その有無は著作隣接権の概念を有しないか有するかになる。その法理の差異は、権利の構造を異にすることになる。わが国においては、著作権だけでなく、著作者人格権、出版権、実演家人格権、そして著作隣接権の五つの権利を総合的にとらえることが必要になる。すなわち、オンライン講義の公開は、五つの権利を総合した権利管理によって促進されることになる。この関係は、中国と韓国の著作権法制と同様である。ただし、中国においては、出版権に相当する権利は、図書出版者の権利として著作隣接権で規定される。

上記から、著作権と関連権は、著作権法制のもとに、人格的権利と経済的権利の双対の関係からとらえた権利管理による対策になる。ここで、著作物の伝達の形式の峻別は、ネット公開においては、著作権と融合したものになる。二つの著作権法制の中で、オンライン講義の制作・著作に関する権利の対応関係は、copyright transferならびに著作権の譲渡、出

版権の設定、著作隣接権の許諾、経済的権利に関する契約および著作者人格権と実演家人格権との関係は経済的権利（譲渡、設定、許諾）と人格的権利が権利の保護と権利の制限（フェアユース、フェアディールング）の中で対応する<sup>23</sup>。

そのとき、経済的権利（譲渡、設定、許諾）は、（著作物の）利用権の譲渡がcopyright transferと対応するとみなすことができる。ここで、iTunesは権利の保護における経済的権利に関する契約に基づき、CCライセンスに基づくOCWはフェアユース（権利の制限）の中のmoral rightsの保護に関する表明になる。ただし、フェアユースは権利の制限と対応するものではあるが、その意味は異なる。すなわち、有形的な媒体へ固定を保護の要件とする法理では、原則、コモンズといえる著作物は合衆国憲法修正1条に反するものであるのに対して、わが国の著作物（コンテンツ）は感情の発露という著作者の権利として原始的に保護される対象である。

オープンコンテンツであっても、©の付加の有無を問わず、無方式主義<sup>24</sup>をとる著作権法においては著作（創作）した時点で著作権（copyright）が発生する。そして、オンライン講義の公開にあたっては、わが国の著作権と関連権の保護と制限のもとに権利管理がなされており、その権利管理がCCライセンス準拠とその制限条項のフェアユース・フェアディールングに関する権利管理と整合する関係にある。したがって、上記の対策が想定されれば、わが国でCCライセンス準拠とフェアユース等の表明は不要な行為になる。

### 4. オンライン講義の公開のための産業財産権制度の対応

OCWの運用は、MITの資金だけでなく、情報企業等からファンドの提供を受けて始められている。MOOCについても、営利事業として、また非営利事業でなされるにしても、OCWと同様の運用がなされていよう。すなわち、スポンサーが明示されるか明示されていないかを問わずに関与している。

他方、公共放送では、特定企業名や商品名を明示することは避けることになっている。放送大学番組でも、わが国の企業名や商品名は考査で注意喚起がなされるが、外国企業のマイクロソフトのWindows、アップルのiPhoneやiPadなどの登録商標をまるで普通名称のように何度も表示されて連呼されることが

ある。ここで着目するのは、企業名や商品名およびスポンサー等の提供するソフトウェアやシステムといった産業財産権法との関連である。

#### 4.1 商標法における商標への対応

オンライン講義に関する名称は、著作物を指すだけでなく、別な意味をもつ。たとえば、Windows®は、Windowsのプログラム著作物に、Windowsの登録商標 (registration of trademarks ; ®) という二重の意味を有している。

実際、「MIT」、「Massachusetts Institute of Technology」、そのシールやロゴは、商標 (trademarks ; ™) とかわかりをもつとの規定がある<sup>25</sup>。それらは必ずしも、すべてが登録商標とはいえない。しかし、オープンコンテンツのOCWに関しては、図案化したマークやロゴも含めて、少なくとも先使用の対象となる可能性がある。わが国においても、「UT」、「University of Tokyo」、「東大」、「東京大学」の呼称、および関連して使用しているマーク、ロゴは、東京大学の登録商標および関連する標章である<sup>26</sup>。しかも、東大OCWコース教材とウェブページに使われているその他のブランド名およびロゴについても、第三者の商標とロゴがある。また、この商標の入れ子は、オンライン講義の著作権と関連権と同じ構造を有している。

OCWの名称等は、著作物に対して、また商標または登録商標の対象となる。したがって、OCW等のオンライン講義の名称に関しては、商標権も考慮しておかなければならない。ここに、オンライン講義の公開に対する知的財産権管理は、著作権法と産業財産権法に関連した対応が必要である。各大学とOCWを併記する表示は、産業財産権管理を考慮すると問題が生じよう。

方式主義<sup>27</sup>をとる産業財産権法 (商標法) においては、登録により権利が発生し登録商標 (®) となる。その表示または商標 (™) の付加の有無を問わず、それら呼称、マーク、ロゴには自他商品 (役務) 識別機能、出所表示機能などが認識できる。それは、先使用に関係する。ブランドイメージからOCWやCCライセンスを使用することは、登録商標と商標 (標章) との関係からいえば、放送大学オープンコースウェア (OCW) と併記することは適切とはいえない。大学名とOCWとは、分けて使用することが知的財産権管理からいって適切である。

#### 4.2 特許法等における特許権等への対応

オンライン講義を送信する行為は、著作物を伝達する行為ではあるが、ソフトウェアとシステムとして技術的思想の発明の対象になる。

また、操作画面は、オンライン講義を視聴するためのグラフィカルユーザインタフェース (GUI) に関連する。ゲームを行っている状態の画面は意匠の保護の対象とはならないが、ゲーム機の制御や設定を行う操作のための画面は保護の対象となる (意匠法2条2項)。ここでは、情報家電等の操作画面 (初期画面以外の画面や別の表示機器に表示される画面) のデザインが保護対象になっている。

ところで、米国における特許 (patent) は、わが国における特許発明と登録意匠の両方を含む。米国においては、発明を示すためにはutility patent、意匠 (インダストリアルデザイン) を示すためにはdesign patentと表記される。また、わが国の特許法と実用新案法および意匠法は、中国では、専利法で包括して規定され、発明創造に発明と実用新型 (考案) と外観設計 (意匠) を含め専利権 (特許権) が付与される。

現状は、特許権と意匠権の管理について言及するものは見当たらない。しかし、プログラムの著作物とネットワーク型特許である物の発明が同一性のある知的財産であるとすれば、オンライン講義の公開に当たっての上述のような特許権等への対策は必要である。

### 5. オンライン講義の公開のための倫理的な対応

法と倫理の関係は、本来、相互に入り込むものではない。倫理も法も「道德規範」にかかわりを持ち、倫理が内面的な規範であるのに対し法は外面的な規範であり、本人の意志にかかわらず強制されるという特色に注目しているとの見解がある<sup>28</sup>。ただし、わが国の旧家族法は道德規範であり、またシャリーア (イスラム法) は、全生活を包含する規範といえる。

したがって、法と倫理は、相互補完する関係になる。ここで、本稿で着目するのは、知的財産権法および放送倫理・出版倫理との接点にある。また、知的財産権法のソフトローからのアプローチから、オンライン講義の公開に関する倫理面の対応を肖像権やプライバシーとの関連からの検討が可能であろう。オンライン講義の公開の障害ともいえる肖像権は、プライバシーの人格的権利の性質とパブリシティの



経済的権利の性質が融合する権利である。ここで、肖像に関しては、プライバシーの保護の面から顔のマスクやぼかしをすることが、同一性の保持を阻害する点で問題が生じることがある。

放送倫理として、一般には、NHK新放送ガイドライン、BBC Editorial Guidelinesが参照され、また米国の公共放送サービス（Public Broadcasting Service、PBS）のガイドラインも参照される。そして、映像に関する放送倫理として、放送倫理基本綱領がある<sup>29</sup>。その中で、放送は、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応じて、言論・表現の自由を守っている。そして、放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるよう努めるとする。また、一般基準で、編集にあたっては人権を尊重するとなっている。放送倫理に関しては、放映後にも視聴検査が行われる。テキストの出版に関しても、倫理的な留意点が注記される。その基準は、編集の自由や出版の自由に関わる<sup>30</sup>。すなわち、オンライン講義の公開に関する倫理的な問題への措置は、編成権と編集権に関係する。オンライン講義の公開により、その視聴は、国内にとどまるものではない。したがって、放送倫理基本綱領が意味するのは、倫理的な問題が、各国の社会制度との全体的な関係からの理解になる。これは、オンライン講義の社会文化的な多様性を加味した同一性の保持とその公表の有無の関係になる。

ところで、米国で1960年代に用いられたコンプライアンスは、命令や要求に応じることを意味し、守るべき規範は法律に限らず、社会通念、倫理や道徳も含まれる。プライバシーと倫理的な問題との連携による対策は、コンプライアンスの対策との対応関係になろう。倫理的な問題への措置の中の人権・人格権に関する内容は、著作権とプライバシーとの相関問題への対応と相互に関連する。そして、宗教、法・政治・経済、論争・裁判、社会生活、表現、広告、訂正に関する放送大学学園放送番組基準は、学問の自由・大学の自治と放送の公共性と公平性に関する総論的な基準の中で社会文化的な多様性をも加味した同一性を保持する基準といえる。

著作権法と放送倫理などとの接点は、著作権法に関する権利の制限をも考慮して、さらに情報公開法と個人情報保護法および著作権法の抵触関係から導かれる。倫理的な問題の適切な対策は、著作権法の

権利の制限の中の対象に対して、情報公開法と個人情報保護法の人権の相互の関係を考慮することになろう<sup>31</sup>。それは、オンライン講義の人格的権利と経済的権利のそれぞれの権利の保護と権利の制限との相補の関係のもとに、再考することになる。再考されるべきことは、オンライン講義の権利の保護と権利の制限における人格的権利と経済的権利のそれぞれの対策になる。権利の保護と権利の制限の相互の関係は、わが国の社会制度の中で、著作権とプライバシーとの対応および倫理的な問題への対応との連携による措置が重ね合わせの関係になる。そして、それらは、時系列的な対応ではなく、同時的な対応を意味する。

## 6. おわりに

オンライン講義の公開の促進は、たとえOCWやiTunes U、そしてMOOCによって公開されるにしても、わが国の社会制度と整合性を保つうえで人格的権利と経済的権利が連携する権利管理が求められる。それは、オンライン講義が複製され、伝達され、派生していく過程における法的・倫理的な問題への対策になる。そして、オンライン講義は、たとえば映画の著作物の権利関係と映画の著作物に連携する商標に関する権利管理が関与する。オンライン講義の公開は、「著作権」と「著作権と関連権」および「著作権等」という三面の権利の様相をもち、登録商標、商標が記された商品（役務）との関わりをもつ。それらに対する権利管理がオンライン講義の公開にあたって求められる。さらに、オンライン講義を送信するシステムや視聴させる仕組みは特許権が関与し、オンライン講義の視聴を展開する画面表示のアイコンは意匠権とも関連をもつ。オンライン講義の公開を持続可能なものとするためには、たとえスポンサーがいるとしても、費用対効果の観点によるビジネスモデルが必要である、ビジネスモデルに関与する者の権利関係を網羅し明確にするためにも、プラットフォームから提供されるオンライン講義のデジタル権利管理（Digital Rights Management：DRM）は、「著作権と関連権」とcopyrightとの整合性に留まらずに、商標権、特許権、意匠権を含む権利関係を考慮した総合的な知的財産権管理によるものとなる。

オンライン講義の公開に関する知的財産権管理の今後の課題として、法人等が著作者となりうる職務

著作と、法人等が発明者・意匠の創作者となりえない職務発明等は、権利管理する人格的権利と経済的権利の違いが生じる点がある。それは、権利管理における人格的権利と経済的権利の帰属の同一と差異との明確化の課題になる。オンライン講義は、大学教員が創作するものであり、大学等が関与して公開するものである。オンライン講義の公開に関する知的財産権管理は、著作物と発明において権利の帰属にねじれがある状況において、大学教員と大学等との権利関係を明確化する必要がある。著作者人格権と実演家人格権は、議論があるものの、著作権等の経済的権利の保護期間が終了したあとも存続する。それは、産業財産権法では議論されることのない発明者掲載権と意匠の創作者の掲載権との関係にも関係する。

## 謝辞

本研究は、平成24年度放送文化基金（テーマ名：放送コンテンツのインターネット配信のためのプラットフォームに関する研究）によって行われたものである。

## 参考文献

- [1] 児玉晴男、知的創造サイクルの法システム（放送大学教育振興会、2014年）。
- [2] ローレンス・レッシング「自由な文化に向けて、クリエイティブ・コモンズ」デジタル時代の知的財産権（NTT出版、2005年）。
- [3] 斉藤博、著作権法 第3版（有斐閣、2007年）。
- [4] 田村善之、知的財産法 第3版（有斐閣、2003年）。
- [5] 紋谷暢男、知的財産権法概論 第3版（有斐閣、2012年）。

## 注

- 1 OCWは、MITが2001年に公表した大学等で正規に提供された講義とその関連情報をインターネットで無料公開するプロジェクトであり、OpenCourseWareのロゴでもある。
- 2 <https://www.coursera.org/>（2014/4/15アクセス）
- 3 <https://www.edx.org/>（2014/4/15アクセス）
- 4 <https://www.udacity.com/>（2014/4/15アクセス）
- 5 <https://www.futurelearn.com/>（2014/4/15アクセス）
- 6 <http://www.oercommons.org/>（2014/4/15アクセス）

- 7 <http://creativecommons.org/licenses/by/3.0/>（2014/4/15アクセス）
- 8 中国版OCWの精品課程には、教育資料だけでなく、教員の論文データのリストが表記されている。精品課程は、教育コンテンツ自体で評価されるのではなく、精品課程に関与する研究教育者の研究教育の総合的な業績が評価の対象になっている。中国版OCWは、大学精品課程、省級精品課程、国家級精品課程という評価の仕組みをもつ。
- 9 児玉晴男「教育コンテンツのネット公表に伴って必要な権利処理について—MIT OCWをめぐる米国と日本の社会制度の違い」情報管理、Vol.55、No.6（2012年）416～424頁。
- 10 斉藤博「氏名・肖像の商業的利用に関する権利」特許研究、No. 5（1993年）18～26頁。
- 11 児玉晴男・鈴木一史・柳沼良知「わが国の社会制度と適合するコンテンツのインターネット配信に関する社会情報システム」日本社会情報学会誌、Vol.23、No.2（2012年）95～105頁。
- 12 印刷教材は、出版権の設定によらずに、著作物の利用の許諾または明確な契約に基づかないで発行されることがある。その印刷教材の中には、学術論文が含まれることがある。ところが、自然科学系の学協会において、学術論文は、著作権が学協会へ譲渡される対象になる。テキスト情報を伝達する行為者には、著作権者と出版権者との違いがある。
- 13 <http://www.alai.jp/ALAI2012/program/outline-j.html>（2014/4/15アクセス）
- 14 児玉晴男「わが国の著作権制度における権利管理」情報管理、Vol.57、No.2（2014年）109～119頁。
- 15 コンテンツの複製物の譲渡、貸与と展示が含まれる。
- 16 copyrightは、著作者の経済的権利（著作権）であり、わが国の著作権はcopyrightとは一対一の関係にはなっていない。また、中韓の著作権は、それぞれ人格権と財産権および著作人格権と著作財産権を含む。また、中国では、版權は著作権と同義である。
- 17 エポニミー（eponymy）は、高度な研究業績に与えられる科学者の名誉としての証しであり、科学者への一つの定理、結果、事例、症例群に名を与えることである。
- 18 児玉晴男「日中韓と日米欧における著作権（copyright）の構造論」紋谷暢男教授古稀記念論文集—知的財産権法と競争法の現代的展開—（発明協会、2006年）633～648頁。
- 19 出版権は、著作権法の経済的権利となるが、著作権等管理事業法における権利管理の対象として明記されていない。
- 20 おふくろさん問題とは、楽曲「おふくろさん」の作詞

- 家である川内康範氏による歌詞を、歌手の森進一氏が勝手に改変したとして、2007年に発生した騒動である。その問題の意味は、著作人格権の同一性保持権にかかる問題であり、楽曲「おふくろさん」の著作権管理事業者である日本音楽著作権協会（JASRAC）が関与しえなかった点の顕在化にある。
- 21 仲介業務法のもとで仲介業務を行う者は日本音楽著作権協会のみであったが、著作権等管理事業法のもとでは33事業者になっている。
- 22 大学や研究機関は、ウェブページで©表示のもとに、教員や研究員の研究成果の学会誌論文をpdfによって公表することがある。著作者の論文の著作権は、たとえば情報処理学会著作権規程に基づいて、著作人格権を行使しないとする不行使特約のもとに、情報処理学会へ譲渡される。その権利は、さらに著作権等管理事業者の学術著作権協会へ譲渡される。情報処理学会への著作権の譲渡は、著作人格権の一身専属性のもとに行われる。学術著作権協会への著作権の譲渡は、著作人格権の一身専属性を考慮するまでもない信託譲渡である。学会誌論文の権利の帰属は、パンドクテン体系と信託が直列な関係になっている。パンドクテン体系と信託とは、本来は並列な関係になっていなければならない。
- 23 児玉晴男「クラウド環境における著作権と関連権およびcopyrightとの相補性」知識財産研究、Vol.7、No.4（知識財産学会、2012年）245～273頁。
- 24 無方式主義とは、著作権法における原則であり、著作権と関連権の享有には登録、作品の納入、著作権の表示などのどのような方式も必要としないとする原則である（ベルヌ条約5条、著作権法17条2項）。
- 25 <http://ocw.mit.edu/terms/trademarks/>（2014/4/15アクセス）
- 26 [http://www.u-tokyo.ac.jp/gen03/b01\\_05\\_03\\_j.htm](http://www.u-tokyo.ac.jp/gen03/b01_05_03_j.htm)（2014/4/15アクセス）
- 27 方式主義は、産業財産権の発生に一定の手続きを必要とするものである。方式主義には、先願主義と先発明主義がある。たとえば最初に特許出願を行った者に特許権を与える先願主義制度のもとでは、同じ発明をした者が二人いた場合、どちらが先に発明をしたかに拘らず、先に特許庁に出願した者（出願日が早い方）が特許権者となる。この先願主義に対して、最初に発明をした者に特許権（patent）を与える先発明主義がある。同じ発明をした者が二人いた場合、出願日に拘らず、先に発明した者が特許を受ける権利を有することになる。米国は先発明主義をとっていたが、2013年3月16日以降に有効出願日がくる特許出願は、先発明主義から先願主義に変わっている。国際的には、先願主義に統一化されている。
- 28 田島裕「企業倫理と法」現代企業法の研究—筑波大学大学院企業法専攻十周年記念論集（信山社、2001年）430頁。
- 29 <http://www.bpo.gr.jp/bpo/overview/general.html>（2014/4/15アクセス）
- 30 <http://www.shojihomu.co.jp/oshirase/20100331.pdf>（2014/4/15アクセス）
- 31 児玉晴男「包括的なユビキタスネット法制における開示/非開示情報の構造とその権利の性質」情報通信学会誌、Vol.28、No.3（2010年）1～12頁。



児玉 晴男（こだま はるお）

1952年生まれ。東京大学大学院工学系研究科博士課程修了。博士(学術)。現在、放送大学教養学部・大学院文化科学研究科教授、国立大学法人 総合研究大学院大学文化科学研究科教授。専門は知的財産法学、情報法学、情報社会学。著書に『知的創造サイクルの法システム』（放送大学教育振興会）、『情報メディアの社会技術—知的資源循環と知的財産法制—』（信山社出版）などがある。